

廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会(第3回)

議事要旨

1 日 時:平成 28 年 1 月 7 日(木) 13:00 16:00

2 場 所:大手町サンスカイルーム D 室

3 出席者

(出席委員)

細田委員(座長)、大塚委員、小島委員、島村委員、下井委員、白鳥委員、寺園委員、
中村委員

(オブザーバー)

外務省国際協力局地球環境課、財務省関税局業務課、経済産業省産業技術環境局環境指
導室、同リサイクル推進課、海上保安庁交通部安全課、同警備救難部防災課、同刑事課

(環境省出席者)

鎌形廃棄物・リサイクル対策部長、山本企画課長、角倉産業廃棄物課長、塚原適正処理・不
法投棄対策室室長補佐、萱嶋企画課課長補佐、水谷産業廃棄物課課長補佐、谷貝リサイク
ル推進室室長補佐、山本廃棄物対策課課長補佐 他

4 議 題

(1)関係者ヒアリング

(2)論点整理の方向性について

(3)その他

5 配布資料:

資料 1 - 1 : 関東地方環境事務所資料

資料 1 - 2 : 松山市資料

資料 2 : 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する論点整理(案)

参考資料 1 : 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会開催要綱

参考資料 2 : 第 2 回廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会(平成 27 年 10 月 23
日)議事要旨

参考資料 3 : 廃棄物の定義について

参考資料 4 : パーゼル条約の担保状況の概要

参考資料 5 : 国内非鉄金属精錬施設の処理能力等について

参考資料 6 : 欧州(EU)の制度における廃棄物輸出手続きの概要

参考資料 7 - 1 : 石炭灰・鉄鋼スラグに係る国内外での需要と品質規格の整備状況につ
いて

参考資料 7 - 2 : アジア地域で見込まれる鉄鋼スラグ製品の需要 (一般社団法人日本鉄鋼連盟提供資料)

参考資料 8 : 金属スクラップに係る品質規格等の整備状況等について

参考資料 9 : バーゼル法の規制対象物該非判断に係る事前相談の実施状況について (経済産業省提供資料)

6. 議事要旨

(1) 関係者ヒアリング

関東地方環境事務所

関東地方環境事務所から、資料 1 - 1 に基づき説明。

委員からの主な意見及び質疑応答の概要は次のとおり。

- ・ シップバックへの対応事例で、措置命令を出さずに行政指導にとどめたのは、事例の悪質性を踏まえたからか。あるいは法制度上、命令することができなかったからか。(下井委員)

(関東地方環境事務所説明) 紹介した事例では悪質性はないと判断し、行政指導にとどめたもの。法制度上の課題があったためではない。

松山市

松山市から、資料 1 - 2 に基づき説明。

委員からの主な意見及び質疑応答の概要は次のとおり。

- ・ 地方自治体において、使用済家電等のヤードでの不適正な取扱いに対する取締りが進まない原因として、環境省が発出した 319 通知のみでは法的根拠として弱いという説明があった。国においてこの点について検証が必要なのではないか。
- ・ 通知は国としての公式見解を示したものであり、その内容が適法であれば、これに基づき自治体が法的措置をとっても何ら問題はない。また、319 通知を法制化したとしても、廃棄物該当性の判断の考え方が総合判断である以上は、市の対応は変わりえないのではないか。むしろ、個別の物品について通知で解釈を示し、社会状況にあわせて通知改正を行う方が、行政として柔軟な対応が可能になるというメリットもあるのではないか。

(松山市説明) 家電製品等のスクラップを取り扱うヤード業者は廃棄物処理法の許可業者ではないが、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の疑い」で立入検査を実施している。一方、悪質な事業者に対しては刑事告発まで視野に入れる必要があるが、そのためには当該スクラップが(「廃棄物の疑い」ではなく)廃棄物に該当すると断定する必要が生ずる。総合判断に基づく 319 通知のみではその断定が難しいため、国には通知内容の法制化をお願いしたい。

(2) 論点整理の方向性について

事務局から資料2に基づき説明。議論と委員の了承を経て、議論の内容を踏まえつつ、次回検討会に向けて、事務局が検討会のとりまとめの骨子案を作成することとされた。

委員からの主な意見及び質疑応答の概要は次のとおり。

章、章、章

廃棄物等の越境移動の現状

- ・ 石炭灰の輸出について、バーゼル法と廃棄物処理法の規制の関係を確認したい。
(環境省説明)石炭灰については、バーゼル法では、OECD 理事会決定に基づき、輸出先が OECD 加盟国であり、かつリサイクル目的の輸出の場合は規制の適用除外となる。一方、廃棄物処理法の輸出規制は輸出先に関わらず一律に適用される。このため、OECD 非加盟国向けに輸出される場合には、両法による規制の適用を受ける。
- ・ 我が国から輸出された使用済み電気電子機器についてのシップバックが増加しているが、その背景はシップバックに係る通報を行った国の環境意識の上昇が主要因なのか。
(環境省説明)御指摘のとおり、アジア各国を中心に電気電子機器廃棄物(E-waste)等の処理困難物についての環境規制の強化が進んでおり、通報増加の一要因と考えられる。

バーゼル法と廃棄物処理法における規制対象等の関係

- ・ バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象の関係を示した図(資料2の図1)について、バーゼル条約の規制対象物である附属書 に掲げられた家庭から収集される廃棄物等が含まれていないのではないかと(注:条約附属書 は、有害特性は示さないが、「特別の考慮を必要とする廃棄物の分類」)。また、廃棄物該当性は総合判断に基づき判断されるものであり、有償取引されていれば単純に廃棄物に当たらないといった誤解を生じないように注意する必要がある。
(環境省説明)附属書 については御指摘の通り。
- ・ 条約附属書 に掲げられた家庭系廃棄物と、廃棄物処理法上の廃棄物の関係はどのように整理されているのか。すなわち、条約附属書 の廃棄物は、廃棄物処理法上の廃棄物と関係があるかを確認したい。この質問の意図は、(実際に適用している国は多くないと思われるが、)附属書 の対象物は、有害性がなくても家庭由来であれば規制対象となり得る物もありが、場合によってはバーゼル法で条約附属書 を使って取締を行う可能性を考えるものである。
(環境省説明)バーゼル法においては、条約附属書 に掲げる廃棄物も規制対象物として規定しているものの、廃棄物処理法上の廃棄物との関係は十分に整理されて

いないので、これも課題であると考え。

- E-waste には有害性があるとの共通理解の下で議論が行われているように思うが、バーゼル法に基づく有害性判断は濃度に基づき行われるものであり、含有成分の分析を行わないとわからない。しかし、悪質なヤード業者等は自主的に有害性確認のための成分分析を実施することは考えられない。輸出の手前にひとつの関所みたいなのがあり、そこを通る際に誰かが有害性がないことを証明しなければならないなどのルールを課さなければ、規制の実効性が確保されないのではないかと。
- 現在の法制度では、E-waste を取り扱う悪質なヤード業者等に対しては、有価性の観点（廃掃法）からも有害性の観点（バーゼル法）からも、規制の網をすり抜けられてしまっているところ。2つの法律の関係を整理し、切れ目のなく取締りが行えるようにする必要がある。
- 廃棄物の輸出に当たっては、外為法上の輸出承認手続の前に環境大臣の輸出確認という手続が定められており、廃棄物処理法に基づいて環境省が輸出先の環境汚染防止措置等を審査している。一方、資料2の図2を見ると、バーゼル法においては、外為法上の輸出承認手続の前に同様の手続が定められていないため、実際には環境省が運用で法に基づかない予備的な事前確認を行っているとのことだが、廃棄物処理法と同じような法的根拠のある手続を整備すべきなのではないかと。

輸出時における廃棄物該当性

- 国内において、無価物はぞんざいに扱われ不法投棄される可能性があるが、一方、国内では通常有価物として扱われている物について輸出時に輸送費が販売価格を上回ったとしても、海外の輸入者から見れば有価物を購入していることになる。したがって、輸出される物についての廃棄物該当性の判断に当たっては、取引の有償性のみに着目するのではなく、有害性により重きを置いた解釈を通知等で示していくことを検討してよいのではないかと。
- 販売価格が無償に近い場合は価格が偽装されたものであるおそれがある。輸出される物の廃棄物該当性について検討する際は、この点に十分留意する必要がある。
- 家電リサイクル法の対象品目については、なるべくリサイクルルートに乗せていきたいという施策がある。こうした国内リサイクル施策との関係も踏まえ、有価物であっても廃棄物処理法の適用を受けるとみなせるような対応を検討できないかと。

章、 章

廃棄物等の輸出における環境上適正な管理の確保について

- 雑品スクラップのような有害物と非有害物の混合物への対応に関し、バーゼル法の規制対象範囲について、OECD 理事会決定における混合廃棄物の考え方（有害な物と非有害な物の混合物は規制対象とする考え方）がとられていない理由は何か。雑品スクラ

ップは有償取引されていることから廃棄物処理法による取締りが困難ということだが、バーゼル法において理事会決定における混合廃棄物の概念を導入すれば、同法での取締りが可能になるのではないか。

(環境省説明)バーゼル法制定時にどのような議論があったのか、確認したい。

- ・ 廃家電を含む雑品スクラップに対する取締りを強化する方向性として、バーゼル法による対応と廃棄物処理法による対応の2つのアプローチがあるが、現実的な対応としては、廃棄物処理法で廃家電をみなし廃棄物にし、それを含んでいるものも廃棄物にすることを検討してもよいのではないか。
- ・ 論点整理の方向性には、基本的に賛同。運用で対応可能な課題には運用で対応することとし、法改正等が必要な場合には、関連するリサイクル法との関係、制度を見直した場合の関連事業者への影響等を考慮した議論が必要である。

国内における円滑な資源循環の確保について

- ・ 使用済み鉛バッテリーの輸出が問題として挙げられているが、これをバーゼル法の輸出規制のみで抑止することは難しいのではないか。同じことはEUでも起きていないのか、EUの規制及び運用を事務局で情報収集してほしい。
- ・ 循環資源の国内循環の確保については、義務化は難しく、促進的な手法を検討するのが妥当ではないか。

バーゼル条約等の国際法規に基づく措置的確かかつ迅速な実施について

- ・ 資料に、「各国が独自に定めた規制対象物の内容を我が国法令で過不足なく規定することが技術上困難なため、当該省令は未制定」とあるが、他の締約国もどこまで厳格に条約を実施しているのか疑問であり、法令で対応することは現実的なのか。

(環境省説明)例えばEUでは、EU規則において、輸出相手国によりバーゼル条約に基づき有害として通告された廃棄物の輸出を禁止する旨が規定されている。具体的な規制手段は各国の運用の範囲と考えられる。

- ・ バーゼル条約で要請されている不法取引通報から30日以内の貨物回収が担保しうるのかという課題について、バーゼル法上の措置命令の要件及び行政手続法との関係に加え、行政不服審査法と行政代執行法との関係についても検討する必要がある。行政手続法は国民の権利を定めたものであり、こうした規定と国際法規との合致について、大局的な議論が必要。
- ・ バーゼル法の措置命令の要件については、取締り現場で措置命令を発するかどうかの判断が容易となるように整理等を行っておくべき。
- ・ バーゼル法においても、行政代執行法によるのではなく、廃棄物処理法における措置命令と同様の簡素な手続規定を導入すべきかどうか検討が必要。

環境負荷低減及び資源有効利用に資する越境移動の円滑化に関する課題

- ・ 鉄鋼スラグなどの輸出される循環資源については廃棄物該当性の明確化が特段図られていないとされているが、明確化には法改正が必要なのか。
(環境省説明) 海外で需要があり、循環資源して取引されている物品については、個別物品に応じた解釈指針を示す通知等を整備することで対応可能ではないかと考えている。
- ・ 電子部品など海外で適正処理困難な循環資源の輸入の円滑化について、EU では、OECD 理事会決定における「事前の同意が与えられた回収施設」の規定を活用して輸入手続を簡素化しているということだが、我が国の現行規制は厳格すぎるのではないか。我が国も同様の簡素化を検討すべきではないか。

事前相談について

- ・ 悪意ある事業者により、事前相談制度によってバーゼル非該当のお墨付きが得られたように悪用されるおそれがあるという状況はできるだけ避けなければならない。例えば、輸出入者自らによって具体的な該当物がなかったことをチェックさせるようなチェックリストの導入等、ある程度運用の改善で対応できるものがあるのではないか。

(3) その他

- ・ 特になし

以上